

令和6年度（2024年度）特別交付税（市町村分）  
12月交付の概要

令和6年（2024年）12月20日  
市町村課

令和6年度（2024年度）特別交付税の12月交付額が12月20日（金）に決定されました。

本縣市町村分の交付状況は次のとおりであり、各市町村の交付額は別紙のとおりです。

1 交付額

令和6年度（2024年度）特別交付税の県内市町村への12月交付額は72.8億円で、昨年度の12月交付額と比較して27.6%の減となっています。

主な増減項目として、令和2年7月豪雨に係る項目や当該年度に発生した災害に係る災害復旧事業費等に応じて算定される項目などが減となった一方、公営企業災害復旧の公債費に係る項目などが増となっています。

<区分別交付額>

単位：千円

区 分	R5 年度	R6 年度	対前年度比 増減額	(増減率)
大都市（熊本市）分	1,965,192	2,040,811	+75,619	(+3.8%)
都市（熊本市以外の市）分	3,544,339	2,799,516	▲744,823	(▲21.0%)
町村分	4,543,198	2,436,923	▲2,106,275	(▲46.4%)
合 計	10,052,729	7,277,250	▲2,775,479	(▲27.6%)

<主な増減項目> ※R5→R6 増減額が大きい上位3項目を記載

単位：千円

項 目	R5 年度	R6 年度	対前年度比 増減額	(増減率)
連年災 <sup>※1</sup>	2,510,947	256,725	▲2,254,222	(▲89.8%)
現年災 <sup>※2</sup>	601,035	149,276	▲451,759	(▲75.2%)
職員採用（災害復旧等） <sup>※3</sup>	287,824	221,380	▲66,444	(▲23.1%)
公営企業災害復旧 <sup>※4</sup>	244,157	380,158	+136,001	(+55.7%)
緊急防災・減災事業 <sup>※5</sup>	29,217	101,402	+72,185	(+247.1%)
プレハブ校舎 <sup>※6</sup>	147,699	200,031	+52,332	(+35.4%)

※1：過去3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費に応じて算定される項目

※2：今年発生した災害に係る災害復旧事業費や災害世帯数等に応じて算定される項目

※3：災害復旧等に従事させるため職員を採用した際の当該職員に要する経費に応じて算定される項目

※4：病院事業や上水道事業などの公営企業の災害復旧に係る地方債の元利償還額等に応じて算定される項目

※5：緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策（単独）に要する経費に応じて算定される項目

※6：小学校及び中学校において、プレハブ校舎を建設して一時的に校舎として使用する際に要する経費に応じて算定される項目

## 特別交付税のあらまし

### 1 総 額

地方交付税総額の6%に相当する額（地方交付税法第6条の2第3項）

### 2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定、交付（地方交付税法第15条第2項、第16条第1項）。

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる（地方交付税法第15条第3項）。

1回目 12月に決定・交付（総額のおおむね3分の1以内）

2回目 3月に決定・交付

〔参考〕

12月交付は、災害関係経費など早期に交付することが必要なもの及び

12月交付時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付する。

### 3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省の定めるところにより算定する（地方交付税法第15条第1項）。

（1）普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（普遍的なものを標準的水準でとらえている）の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること。

（例：災害、干・冷害、市町村合併関連）

（2）普通交付税の算定に用いる基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。（例：法人税割修正）